

理事者室から

6名の副会長が理事者室の取組みを毎月ご報告します。



いま、多摩支部が熱く燃えています！

副会長 湊 信明 (50期)

昨年度、「東京地方・家庭裁判所立川支部本庁化及び弁護士会多摩支部本会化推進本部」が設置され、本年度はその実現に向けて熱意ある取り組みが開始されております。

多摩地域には420万人にもものぼる人口があり、多摩県ともいえる巨大な経済規模を有しています。多摩地域の市民に対し、充実したリーガルサービスが提供されて然るべきですが、現実には、東京地裁立川支部には、独自の司法行政権（人事権・予算権）がない、独自の裁判官会議がない、地家裁委員会がなく多摩地域の市民の声が裁判所に反映し難い、行政事件・簡裁控訴事件を扱えない、労働・行政・医療過誤等について専門部が無いなど、数多くの問題点があります。全国有数の規模である多摩地域に、司法サービスの責任主体が存在すべきですし、多摩地域の市民の司法ニーズに合った裁判所の存在が必要ですから、立川支部の本庁化は必須です。

一方、東京三会では、1998年に、地域に根差した弁護士会活動を行うこと等を目的として、それぞれ多摩支部を設立して活動をしてきておりますが、支部活動には、三会一致・本会の事前承認が必要であることや、

支部が対外文書を出すには原則三会の事前承認が必要なこと、その他人事面、財政面において様々な問題点があります。平成30年4月からは、多摩支部会員は、多摩地域に事務所を有することが資格要件となり、23区内に事務所を有する会員はその資格を失います。それまでの間に東京三会が一致協力して、まずは準本会化・自治権の拡大・強化を図って、できる限り多摩のことは多摩で決められるようにする必要があります。

もちろん、本庁化本会化を実現するには、「下級裁判所の設置及び管轄区域に関する法律」の改正が必要となります。この壁を乗り越えることはそう簡単なことではありません。そのために、これまでも、シンポジウム、署名活動や、国会議員・商工会議所と共に最高裁・法務省への要望活動等々様々な取り組みを行ってきております。今後は、日弁連、関弁連、国会議員、自治体、地方議会、経済団体、マスコミなどを巻き込んで一大市民運動を作って本庁化本会化の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

いま、多摩支部が熱く盛り上がっています。本庁化本会化推進本部のこれからの活動にぜひご注目下さい。

先進会員感謝慰労の会ご報告

副会長 森 徹 (41期)

9月末に、先進会員感謝慰労の会を開催致しました。例年、歴史や文学、健康に関する講演が多いのですが、本年度は総務委の英断をいただき、かつ、伊藤会長に無理をお願いし、もと宝塚ベルばらオスカル役の汀夏子さんをお呼びしました。演題は「私と宝塚」。宝塚は昨年100周年を迎えましたが、汀さんは昨年デビュー50周年。宝塚時代の秘話やその後の出演作での苦労話など軽妙なトークと時折交えるお馴染みのナンバーで歌あり踊りありの楽しい時間を過ご

しました。急遽、会長も壇上に引き摺りだされ、熱狂的な宝塚ファンの片鱗を現しました。私は少々ドン引き状態でしたが、徐々に宝塚と汀さんに魅了されていきました。会に参加された先進会員の方々も皆、賛辞と笑顔でお帰りになり、盛会裡に終わったと安堵した次第です。私自身、そう遠くない将来に、先進会員としてこの会に呼ばれ、その時に、諸先輩方から仲間入りの歓待を受けることを楽しみにしております。先進会員のみなさま、ぜひ来年もおいでください。

「おかしいだろ、これ。」

副会長 佐藤 貴則 (42期)

新聞でも話題になりましたが、安保法制の採決強行に抗議して出された新潟県弁護士会の平哲也会長のコメントです。発出のご報告のメールでご自身も、「ちょっと思い切ってみました。」とおっしゃるとおり、かなりのインパクトがありました。

日弁連常務理事としての半年が過ぎ、日弁連理事会への出席も延べでいえば13日間に及び、各地方の理事の方々の議論を聞かせていただきました。期でいうと自分

よりもかなり若い各弁護士会の会長が会務全般に目を向け、理事会資料を精読されて議論に参加されているのを見ると頭が下がります。

本年度の議論の中心はやはり安保法制ですが、議論の方向性はまさに表題のようなものでした。これからも廃案に向けた活動が続くと思いますが、この言葉に込められた気持ちを忘れずに議論に参加していきたいと思います。

ニンジン！

副会長 渡辺 彰敏 (44期)

任期も半分の折り返し地点を過ぎ、忙しさたるや半端なものではありません。副会長6名の中で最も副会長席に座っている暇が無いのは私のような気がします。弁護士会館及びその周辺をワンコのように駆けずり回っているためです。まさに "Working like a dog!" 日本語では「馬車馬のように働く」と言いますね。

お馬さんを走らせるには、目の前にニンジンをぶら下げてみせるのが古来よりの常道！とは言っても誰もニン

ジンを恵んではくれないので、副会長6名の間では任期が終わったらあれもやりたい、これもやりたい、といった話が飛び交っております。

その中で一番は、執行部打ち上げ旅行の行き先！任期明け直後なら、(悲しいけど) どうせ仕事のスケジュールはスカスカだろうし、どこかスカッとすところへ行っってゆっくりと一年の垢を落としたいものです。

11月18日クレオ「長谷部恭男先生と考える安全保障関連法～どこが違憲か」のご案内

副会長 大森 夏織 (44期)

11月18日(水) 18時、クレオに長谷部恭男先生がご登壇されます。当会の会派親和会さんの企画から三会派共催となり、当会が後援させていただきます。

本年6月4日の憲法審査会で与党参考人として、先に「可決」されてしまった安保関連諸法の「違憲」を明快に指摘され、私ども国民の廃案運動を勇気づけてくださった長谷部先生。最終盤では国会前路上で、降りしきる雨の中、マイクを握って廃案を訴えかけてくださ

った長谷部先生。

実は私、常日頃、趣味のドラマ・映画鑑賞から派生し「脳内シナリオライターごっこ、脳内キャスティング・プロデューサーごっこ」にも勤しんでおりますところ、失礼ながら私の「脳内大河ドラマ」に長谷部先生にぴったりの役柄がごぞいます。さて誰役でしょう?!

などと思いつつ、11月18日(水) 18時、みなさま是非クレオにご参集ください。

団体保険について

副会長 中嶋 公雄 (45期)

当会では、保険会社の協力のもと、団体保険制度を設けております。この団体保険は、加入者にとって、一般の保険に比べて非常に有利なものになっており、また、これを取り扱う当会の収入源ともなっています。

この団体保険制度の維持のためには、当会の会員中一定限度の加入率が必要であるところ、近時、会員数の飛躍的な増大に比して、加入者数が伸び悩んでいるため、加入率が顕著に減少しています。

同様の制度を有する他の弁護士会には、加入率減少による団体保険制度の廃止に直面しているところもあり、当会としても、早晚、このような問題に直面する可能性があります。

従いまして、当会としましては、保険会社を通じて、会員の皆様に、団体保険を積極的に推進させていただいています。上記の趣旨について、ご理解いただきますようお願い申し上げます。